平成２３年（フ）第８９号
新潟県阿賀野市中島町７番55号
債務者　吉川かほる
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１７１２号
名古屋市西区上橋町152番地　カスティージョ・ナカヌマ203号
債務者　村林　香織（旧姓蜷木・中山田）
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８５８号
名古屋市北区志賀本通２丁目41番地　志賀本通ハイツ４Ｄ号
債務者　安藤　恭子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９８号
愛知県一宮市小信中島字萱場22番地１　カーサアンジェロ8034―102号
債務者　小島　一人
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２９９号
愛知県一宮市小信中島字萱場22番地１　カーサアンジェロ8034―102号
債務者　小島　圭子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３８号
大分県日田市大字北豆田1619番地１　市営住宅602―４
債務者　大倉　敏男
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第５４５号
仙台市青葉区宮町４丁目７番19号　第２橋元ビル403
債務者　武田すみ子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６４５号
宮城県多賀城市八幡１丁目４番48―706号
債務者　島　　知由
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６５１号
仙台市青葉区落合２丁目14番10―101号
債務者　柴沼　一江
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６５２号
仙台市青葉区落合２丁目14番10―101号
債務者　柴沼　　良
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６５７号
仙台市太白区郡山６丁目６番２―405号
債務者　岩田　　勉
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６９３号
仙台市宮城野区田子字田子西158番地の６
債務者　小野寺裕也
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７２１号
仙台市若林区連坊２丁目12番43―101号、従前の住所仙台市宮城野区五輪２丁目１番５―1004号
債務者　庄子　典子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７３１号
仙台市若林区中倉２丁目24番13―206号
債務者　関川　由美
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２９８号
岐阜県各務原市川島笠田町299番地１
債務者　脇田　文雄
1　決定年月日時　平成23年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３３２号
岐阜県本巣市宗慶22番地５　ランコントル・ノール201号
債務者　水島あや子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３３３号
岐阜県本巣市宗慶22番地５　ランコントル・ノール201号
債務者　横平久美子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
岐阜地方裁判所